

令和2年4月8日

関係各位

(公財)茨城県サッカー協会  
会長 海野 透

新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応について（5）

県協会として、JFAからの通知を踏まえ、全ての主催事業（会議、大会、研修会、イベント等）について、5月6日までの間、延期、中止をお願いいたしましたが、昨日、国からの緊急事態宣言が発令（7都府県対象）され、それに伴い日本サッカー協会からも下記の通知が出されました。したがって5月末日までの自粛要請をお願いするところでございます。種別委員会における状況は様々であり、対応についても苦慮するところではございますが、選手、サッカーファミリーの皆様、関係者の健康、安全を第一に考え、万全の態勢で取り組んでいただければと思います。

記

日本サッカー協会通知文（4月6日）

**新型コロナウイルスの対応について(4月7日時点)～JFA事業の5月末日までの中止/延期～**

平素は本協会の事業に格別のご支援ご協力を賜りますこと心より御礼申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に罹患された方々におかれましては、お見舞い申し上げますとともに、感染症の治療と拡大防止に全力を注いでおられます多くの医療従事者の皆様にご心より感謝申し上げます。

本協会は、新型コロナウイルス感染拡大防止と、役職員やJFAハウスで働く関係者の健康を守るために2月27日から在宅勤務を導入しております。役職員は、取引先や外部関係者を含めて、直接顔を合わせてミーティングを行ったり、JFAハウスや訪問先での業務等を原則として禁止しております。業務は自宅からのリモートワークとし、会議は原則としてWEB会議、会見や取材等もWEBシステムを用いて実施しています。またJFAが主催する全ての大会やイベント等についても同様に、延期や中止の措置を取らせていただいております。4月3日にはその期間を5月6日までとする旨、関係各所にお伝えしました。

感染者数の急増に伴って医療体制も逼迫している状況で、4月に入ってから連日にわたり、政府から「今がまさに国内の急速な感染拡大を回避するために極めて重要な時期」という見解が示され、同7日には緊急事態宣言が発令されることが決まりました。

このような状況に鑑み、**本協会は5月末日まで全ての主催事業（トレーニング、講習会、研修会、視察等を含む）を延期、または中止とすること**としました。5月中に予定されていた競技会（例：高円宮杯U-18プレミアリーグ、天皇杯一回戦）等、個別の事業につきましては、日程の変更や修正について速やかに検討した上で、JFA担当部署もしくは所管の委員会・部会よりご連絡申し上げます。

**6月以降の対応につきましては、**政府の発表や厚生労働省の新型コロナウイルス感染症対策専門家会

議の提言を受け、5月上旬に改めて検討し、可及的速やかにご案内させていただきます。

なお、専門家会議では感染状況に応じて地域ごとに対応が提言されておりますが、本協会の決定については全ての地域、都道府県一律での対応とさせていただきたく、皆様のご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

また、地域や都道府県他、市町村での活動におかれましては、政府、自治体、医療機関及び保健所等の公的機関の決定、要請、指示に従うよう、重ねてお願い申し上げます。

以上